

ダイオキシン類測定結果報告書

平成 25 年 4 月 5 日

山形県知事 吉村 美栄子 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

報告者

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第8項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量 (m^3 /日)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/ m^3 N)	試料採取者	分析者	備考

表2 排水水

採取年月日及び時刻	測定場所		特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (μ g-TEQ/l)	試料採取者	分析者	備考
	名称	排水量 (m^3 /日)						

表3 ばいじん等

採取年月日及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
H24. 8. 1 (15:35)	燃え殻	保管所	廃棄物焼却炉 (非連続)	H24. 8. 1) H24. 8. 27	0. 00013	備丹野 青木正美	帝人エコ・サイエンス 備 濱元弘実	別紙 詳細

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 ダイオキシン類対策特別措置法(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 3 規則第3条2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 4 2以上の「測定結果が、ある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係が、わかるように備考欄に記載すること。
- 5 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2に、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあっては表第3に記載すること。なお、同一届け出者が大気基準適用施設及び水質基準適用施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別途記載すること。
- 9 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて本人(法人にあってはその代表者)が、署名することができる。

ダイオキシン類測定結果報告書

平成 25 年 4 月 5 日

山形県知事 吉村 美栄子 様

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

報告者

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第8項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	排出ガス量 (m^3 /日)	排出 ガス中の 酸素 濃度 (%)	測定 箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng -TEQ/ m^3 N)	試料採取者	分析者	備考

表2 排水水

採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (pg -TEQ/l)	試料採取者	分析者	備考
	名称	排水量 (m^3 /日)						

表3 ばいじん等

採取年月日 及び時刻	試料の種別	採取箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng -TEQ/g)	試料採取者	分析者	備考
H24. 8. 1 (15:35)	ばいじん	保管所	廃棄物 焼却炉 (非連続)	H24. 8. 1) H24. 8. 27	0. 41	備丹野 育木正美	帝人エコーシステム 濱元弘実	別紙 詳細

備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ダイオキシン類対策特別措置法(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。

3 規則第3条2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。

4 2以上の「測定結果が、ある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係が、わかるように備考欄に記載すること。

5 排出ガスにあっては表1、排水水にあっては表2に、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあっては表第3に記載すること。なお、同一届け出者が大気基準適用施設及び水質基準適用施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。

6 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

7 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。

8 表3の試料の種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別途記載すること。

9 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて本人(法人にあってはその代表者)が、署名することができる。